

資料一 事情説明 (2018年2月20日)

1971年の沖縄闘争で無期懲役 星野文昭さんの解放のために 四国地方更生保護委員会への「要望書」のお願い

1 星野文昭さんについて (徳島刑務所在監 獄中43年)

[経歴]

- 1946年 北海道札幌生まれ (現在71歳)
- 1966年 高崎市立高崎経済大学入学
不正入試反対闘争で、大学当局から不当処分を受ける
- 1968年 佐世保での原子力空母エンタープライズ寄港反対闘争、米軍王子野戦病院反対闘争 三里塚空港反対闘争に参加
- 1971年 沖縄返還協定批准阻止闘争をデモ隊のリーダーとして闘う
- 1975年 「殺人罪」で逮捕
- 1979年 東京地裁判決 懲役20年
- 1983年 東京高裁判決 無期懲役
- 1987年 最高裁で上告棄却 無期懲役が確定
- 1996年 第1次再審請求
- 2008年 最高裁が特別抗告棄却決定
- 2009年 第2次再審請求 (全証拠の開示を求め、現在異議審を闘っています)

[1971年沖縄闘争で「殺人罪」でっち上げ]

1971年、佐藤政権は沖縄の本土復帰を進めていましたが、その内容は米軍基地を固定化・強化するものでした。これに反対する闘争が、沖縄では県民総ぐるみで闘われていました。5月19日、11月10日には全軍労を先頭にゼネストが闘われました。

本土では、青年労働者や学生の沖縄に連帯する闘いが盛り上がっていました。沖縄返還協定を国会で批准する直前の11月14日は集会・デモが禁止され、全国の機動隊1万2000名による厳戒体制がしかれました。それを突き破って渋谷で闘いが起きました。

阻止線をはっていた新潟県警機動隊27名とデモ隊200名が衝突し、その過程で機動隊員1名が死亡しました。

この機動隊員死亡の「実行犯」として星野文昭さんがでっち上げられ、「殺人罪」で無期懲役の判決が下されました。

星野さんは一貫して無実を主張し、再審を訴えて43年間闘い続けています。

[徳島刑務所で服役し30年]

星野さんは1987年10月30日に徳島刑務所へ移監になり、服役して30年になります。自由を奪われ、酷暑・酷寒、非人間的処遇の刑務所にあつて、人間的誇りを失わず、他の受刑者にも気を配りながら生き抜いてきました。優遇区分は2類です。刑務作業はバイクシューズを製造していましたが、今年になってバッグの製造をまかされています。

房内で水彩画を描いています。写真などを見て風景や人物をやさしい色使いで描きあげ

ています。星野さんの人間性が表現された絵は四国管区のコンクールでいつも上位に入選しています。全国の救援会は「星野絵画展」を開催し（1年間に100カ所近く、入場者は2万人）、大きな反響を生んでいます。

妻の星野暁子さんが、毎月面会に通っています。

2 星野さんの解放について

[無期懲役の終身刑化]

日本の刑法には終身刑はありません。刑法は無期懲役の場合は「10年を経過した後」の仮釈放を定めており（第28条）、明らかに無期刑と終身刑は違います。ところが今日、無期刑は事実上終身刑化しています。1998年最高検は通達を出し、「(特)(マルトク)無期」なる法律にもない「刑罰」をつくり、「終身かそれに近い期間服役させる」と実質的な終身刑の導入に踏み込みました。それ以降、無期懲役の判決は増加し、仮釈放は激減しました。

今日では無期刑で在所している受刑者が1800人を越えているのに、仮釈放は年間数人しか認めておらず、刑務所内で亡くなる受刑者の方が増えています。

2007年から2016年の10年間で仮釈放された無期受刑者は76人、そのうち新規仮釈放は57人のみです。一方、獄死した無期刑の受刑者は176人もいます。

これは、今の社会が人間の生命や生きる権利を軽視し、人間の労働や共同性を崩壊させていること、一方、重罰化などで国家の刑罰権を強化していますが、その流れと同じものです。戦争国家への動きと言わざるをえません。

[法務省通達—地方更生保護委員会は、服役して30年経過した受刑者について仮釈放の審理を行う]

無期刑の終身刑化が進む一方で、政府は刑務所の民営化を進め刑務官を減らしたので、刑務所の過剰収容問題と処遇問題での矛盾が爆発しました。医療や介護が必要な高齢の受刑者が増えながら、十分な医療も介護も保障されません。自由な外部交通をうたいながら、実際は友人面会を禁止し、手紙の受発信まで制限しています。

こうした事態へ批判が強まる中、2009年法務省は、服役が30年を越えた無期受刑者に仮釈放審理を行うことを決めました。仮釈放は刑務所長が申し出て、地方更生保護委員会（全国に8カ所ある）で審理・決定するものです。30年服役しても刑務所長から申し出がない場合、地方更生保護委員会が独自に審理することにしたのです。しかし、2009年から2016年の間に四国地方更生保護委員会では、「30年問題」で仮釈放を決めた例はありません。人間の生命と尊厳を大切に審理などされていないのが実態です。

[四国地方更生保護委員会へ申し入れ]

本年7月、星野さんの服役は30年になりました。徳島刑務所長はこれまで星野さんの仮釈放を一度も申請しませんでした。上記法務省通達によって、四国地方更生保護委員会で星野さんの仮釈放について審理されるはずですが。

無実の星野さんを43年も投獄している国家権力に心底からの怒りを覚えます。私たちは星野さんを今すぐに解放すべきであると要求して、以下のように四国地方更生保護委員会へ申し入れを行っています。

[申し入れた日]

2017年

第1回7月14日 第2回9月11日 第3回10月17日 第4回11月30日

2018年

第5回1月16日

[申し入れた人]

家族：妻の暁子さん、兄の治男さん、弟の修三さん、従兄の誉夫さん

再審弁護団：二弁の鈴木達男弁護士、岩井信弁護士、酒井健雄弁護士、藤田城治弁護士、東弁の和久田修弁護士

「星野さんを取り戻そう！全国再審連絡会議」の共同代表：沖縄の平良修牧師、東京の狩野満雄さん、戸村裕実さん

香川・星野文昭さんを取り戻す会

「申入書」「請願書」「意見書」等を提出。

星野さんの解放を求める「要望書」は1、162人分を提出しました。

更生保護委員会の方は総務課長が対応しています。「個別の案件ではお答えできない。一般論で答えます」「(委員へ)組織として適確に連絡している」と言っています。

星野さんの解放が実現するまで、闘い続けます。

3 再審請求と仮釈放に関する国会質疑

仮釈放にあたっては、再審請求者と他の受刑者を「更生保護という見地から公平に」に扱われるべきです。国会でも以下のような質疑があります。

■1991年2月22日の衆議院法務委員会

○小森委員

自分は悪くないから、これはもう間違った判決なんだからひとつ無実を明らかにしたいというのでありますから、裁判所が判決で出した罪状とすべき事実というのか、犯罪とすべき事実を認めてない者が「改悛ノ状」を示すということは通常あり得ない。したがって、再審請求をしておる人だって仮出獄というのは今までであったと思いますから、そういう人の場合の「改悛ノ状」とはどういうことを指して言うのか、あるいはどういうところをもって行政庁は認定するのか、この点をお伺いしたい。

○佐藤（勲）政府委員

申し上げます。委員仰せられた「改悛ノ状」という言葉でございます。この点は、ちょっと言葉じりのような感じになって申しわけございませんが、刑法のジョウというのは、感情の情ではなくて状況の状という字が書いてございます。それをどのように読むかということが一つ問題になるかというふうに思っております。

ここで一つ、これはある書物に書いてあることをちょっと引用させていただきますが、この「改悛ノ状」と申します状況の状は、今申し上げた感情の情とは異なっておる、それ

は内心の状態だけではなくて、改善があったと認められる客観的状況があるというようなことが考えられるようなことを書いてある書物もございます。それらの点も考慮いたしまして、私ども、広くそういう条文の字句が考えられるのではないかなというふうに思っております。

それから、委員仰せられましたように、再審請求中に仮出獄を許可した例は確かに過去にございます。

○小森委員

もう少し客観的というところを、これはぜひ客観的に明らかにしておく必要があると思うのです。

○佐藤（勲）政府委員 申し上げます。

その判断する時点での無期刑受刑者の場合ですが、やはりほかの無期刑受刑者との間で特に不利にも有利にもならないように、その点も考えて公平に取り扱われるものと私ども考えておるところでございます。

■ 1991年2月25日の衆議院予算委員会

○坂上委員

狭山事件の石川一雄君の仮出獄に関する件でございますが、既に無期懲役の刑が確定して服役をしておるわけでございます。未決勾留で十一年ぐらい勾留になったのだそうでございます。それからまた無期懲役の仮出獄条件として十年以上ということがあるそうでございます。

さてそこで、私たちの心配することの一つが、これは冤罪だということで再審の申し立てをいたしております。

簡単にひとつこの状況等について御説明をいただきたい、こう思います。

○栗田政府委員 お答えいたします。

私どもといたしましては、この当該受刑者につきまして他の受刑者との間に公平に取り扱うように、つまり特に不利に扱うことはもちろん特に有利に扱うということもなく、公平にしかも更生保護の基本原則にのっとりまして検討するようというところで対処いたしております。

今ちょっと御発言ございましたように、再審ということで何かひっかかりになるのじゃないかという御懸念があるのではないかと存じますが、現に本年、現実に再審請求いたしております者の仮釈放も実施いたしました。また、これから仮出獄になれば再審請求をするということをはっきり申しております者につきまして仮釈放にいたしまして、仮釈放になってからその人が再審請求をした、こういう事例もございます。

ということで、私どもといたしましては、更生保護という見地から見まして適切と思う者をほかの者と公平な段階で仮出獄するように運用いたしてまいっております、石川一雄受刑者の場合もその原則に合わせて進めてまいりたい、このように思っております。

星野さんを取り戻そう！ 全国再審連絡会議
東京都港区新橋2-8-16 石田ビル4階
電話 03-3591-8224